



平成 24 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社桜家ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 近 藤 昭
(コード番号：1413 名証第二部)
問合せ先 取締役経営企画担当 水島 孝生
電話番号 (0480) 26 - 1118

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 16 日開催の取締役会において、平成 24 年 3 月 29 日開催予定の当社第 24 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 現行定款第 5 条の公告の方法を、公告の迅速化と効率化のために、電子公告に変更し、併せて、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 現行定款第 21 条の代表取締役及び役付取締役の規定の中の文言の修正を行うものであります。
- (3) 平成 18 年 8 月 30 日開催の臨時株主総会においてご承認頂き、会計監査人を選任しておりますが、会計監査人の選任等について所要の規定を第 34 条から第 36 条として新設し、明文化を図るとともに、現行定款第 34 条から第 38 条までの条数を繰り下げるものであります。
- (4) 株主各位の利便性向上を図るため、現行定款第 38 条の配当金の除斥期間を 3 年から 5 年に延長するものであります (変更案第 41 条)。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 24 年 3 月 29 日 (木曜日)
定款変更の効力発生予定日	平成 24 年 3 月 29 日 (木曜日)

以 上

現行定款	変更案
<p>第1条～第4条（条文省略） （公告の方法）</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第6条～第20条（条文省略） （代表取締役及び役付取締役）</p> <p>第21条 取締役は、その決議によって代表取締役を選定する。 2（省略）</p> <p>第22条～第33条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人 （新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第34条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第35条～第37条（条文省略）</p>	<p>第1条～第4条（現行どおり） （公告の方法）</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第6条～第20条（現行どおり） （代表取締役及び役付取締役）</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2（現行どおり）</p> <p>第22条～第33条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人 <u>（選任方法）</u></p> <p>第34条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（任期）</u></p> <p>第35条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（報酬等）</u></p> <p>第36条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第37条（条数繰り下げ、条文は現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第38条～第40条（条数繰り下げ、条文は現行どおり）</p>

<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 41 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 5 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
--	---